

東大和市体育施設等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和８年７月１５日

東大和市長 和地 仁美

東大和市規則第５８号

## 東大和市体育施設等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東大和市体育施設等に関する条例施行規則（令和7年規則第27号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項に次のただし書を加える。

ただし、小学校、中学校及び高等学校における部活動等での体育施設等の利用（以下「部活動等利用」という。）は、市長が特に必要があると認める場合を除き、抽選による予約の申込みをすることができない。

別表第2備考3の項を次のように改める。

- 3 部活動等利用に係る一般申請については、この表の規定にかかわらず、申請受付期間は利用日の7日前の日から利用日までとし、利用限度はないものとする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、この表に定める一般申請の利用限度及び申請受付期間とすることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。